

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十一年六月一日

目次

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

ページ

告示

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(同)

—

—

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一全国豊かな海づくり大会推進事務局の項中「事務局次長」の下に「企画及び技術に関し特に命ぜられた事務を所掌する事務局次長を除く。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

岐阜県告示第三百六十九号の二

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示(平成十五年岐阜県告示第二百六十八号)の一部を次のように改正し、平成二十一年六月一日から適用する。

平成二十一年六月一日

岐阜県知事 古田 肇

一中「有限会社なん天（可茂総合庁舎内）」を削る。

平成二十一年六月一日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社